

おらほの

納

税

教室

1月に『町県民税申告のご案内』を送りました

「町県民税申告のご案内」は、令和2年1月1日現在で南三陸町に住民票のある世帯に送付しています。
 「町県民税申告のご案内」に同封の「令和2年度 町県民税申告の手引」と「申告チェックリスト」を御覧いただき、期間中（2月13日(木)～3月16日(月)）に必要な手続きをとられるようお願いいたします。
 なお、準備が整っていないと、町の申告会場に早く来場しても受け付けができません。順番が後回しになりますので、きちんと準備を整えてから来場してください。
 また、漁業や農業、自営業などの事業収入のある人または不動産収入がある人は、「収支内訳書」を作成しなければなりません。詳しくは、国税庁のホームページ（<https://www.nta.go.jp>）をご覧ください。
 ※「収支内訳書の書き方」（冊子）は、町民税務課窓口および歌津総合支所窓口に備え付けています。

前年中に収入がなかった人も申告が必要です!!

平成31年（令和元年）中に収入が全くない人や、家族などに扶養されている人、非課税所得（遺族年金・障害年金・失業保険）のみの人も住民税の申告が必要です。申告をしないと、町では収入や所得の情報が分からないため、令和2年度分の税証明書などの交付を受けられません。
 また、町県民税の所得情報は、国民健康保険税や介護保険料、後期高齢者医療保険料などの計算に使用されます。所得申告をしないと所得情報が分からないため、各種保険税（料）などの軽減が受けられず保険税（料）や医療・介護・福祉サービスの利用者負担額が高額に算定される場合があります。

各種保険税(料)の軽減が
該当にならない



過料

税証明書の交付を受けられない

※「収入が全くない」「家族などに扶養されている」「非課税所得のみ」に該当する人は、「令和2年度 町県民税申告の手引」10ページの「収入の無い旨の届出書 兼 扶養控除の申出書」を提出してください（用紙は切り取って使用できます）。

- ①世帯内に町の申告会場で申告する人がいる場合→町の申告会場で併せて提出
- ②世帯内に町の申告会場で申告する人がいない場合→町民税務課窓口または歌津総合支所窓口へ提出（郵送可）

* 今月の税 *

納め忘れのないよう、早めに準備しましょう!

国民健康保険税……………第9期
 介護保険料……………第8期
 後期高齢者医療保険料…第8期

口座振替日
2月25日(火)

納付期限
3月2日(月)

町民税務課税務係 ☎46-1372

「毎年、年金収入だけで…」



去年、町の申告相談会場に行ったら、「申告は必要ありません」と言われたんだけど、今年も申告しなくていいの？



国民年金、厚生年金などの年金収入のみの人で年金収入の合計額が148万円（65歳未満の人は98万円）以下の人は、所得税も町県民税も非課税となるため、申告の必要はありません。
 年金収入の合計額が148万円（65歳未満の人は98万円）を超える人は、「申告した方がお得になる場合」があります。
 申告が必要か不要かを下図で確認しましょう。

年金収入のみの人で、申告が必要かどうか確認してみましょう!

次の区分に沿って申告の必要・不要を確認し、年金収入額をもとにチェックしてみましょう!
 ※ 65歳未満の人は、() 内の金額を確認してください。

